

きまして、情報公開条例に基づき開示も行っておりません。

今後とも、法令等に基づき、適切に対応してまいります。

○桐山委員 私たちは、子供たちの多様な学びの機会を確保しつかり整備していただいて、また、教育費への保護者の負担軽減を求めています。

また、私立高等学校等については、保護者負担軽減策として、所得の九百十万円以下の世帯には授業料実質無償化など、こちらの方は評価をしているところですが、親の所得に応じて支援が受けられないために、学校選択に影響があつてはならないというふうにも考えております。引き続き、こちらの方は、保護者負担軽減のために、ぜひ優先すべき課題であるというふうに思っておりますので、所得制限の撤廃を求めておきます。

あわせて、私学への直接のこういった様々な助成、補助金、様々な支援を行っており、今後さらに私学の助成制度の拡充を求めていくためにも、各学校の経営の公開は、積極的に公開をし、そして、学校選択の一つとして公開をされていかなければならないというふうに私は思っておりますので、都として制度化をするよう、ぜひ検討していただきたいことを求めて、私の質問を終わりたいと思っております。

○入江委員長 では、初めに、請願四第四一号をお諮りいたします。

本件中、第一項から第三項まで、第五項、第九項及び第十項を趣旨採択とすることに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 異議なしと認めます。よって、請願四第四一号中、第一項から第三項まで、第五項、第九項及び第十項を趣旨採択と決定いたしました。

次に、請願四第四四号の一につきましては、教育庁所管分もございまして、決定は教育庁所管分の審査の際に行い、ただいまのところは継続審査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 異議なしと認めます。よって、請願四第四四号の一は継続審査といたします。

次に、請願四第四五号をお諮りいたします。本件中、第三項、第五項から第七項まで及び第九項を趣旨採択とすることに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 異議なしと認めます。よって、請願四第四五号中、第三項、第五項から第七項まで及び第九項を趣旨採択と決定いたしました。

次に、請願四第四六号につきましては、教育庁所管分もございまして、決定は教育庁所管分の審査の際に行い、ただいまのところは継続審査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 異議なしと認めます。よって、請願四第四六号は継続審査といたします。

次に、請願四第四七号をお諮りいたします。本件中、第四項を趣旨採択とすることに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 異議なしと認めます。よって、請願四第四七号中、第四項を趣旨採択と決定いたしました。

次に、陳情四第一一九号につきましては、教育庁所管分もございまして、決定は教育庁所管分の審査の際に行い、ただいまのところは継続審査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 異議なしと認めます。よって、陳情四第一一九号は継続審査といたします。

次に、陳情四第一一五号を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○油谷治安対策担当部長 東京都青少年の健全な育成に関する条例における不健全な図書類の改称に関する陳情につきまして説明申し上げます。お手元に配布しております請願・陳情審査説明書の九ページをご覧ください。

陳情四第一一五号、不健全図書・有害図書制度を改める会代表、栗下善行様から提出された、不健全な図書類の改称に関する陳情でございます。要旨でございますが、東京都青少年の健全な育成に関する条例における不健全な図書類という名称を、成年向けの図書類であることが明確に分かるものに改めていただきたいというものでございます。

現在の状況でございますが、東京都青少年の健全な育成に関する条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としており、不健全とは、それを妨げることを意味いたします。

条例において不健全な図書類とは、その内容が青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、または著しく自殺もしくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるものについて、東京都青少年健全育成審議会における調査、審議を経て、知事が指定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○入江委員長 説明は終わりました。

○鈴木委員 よろしくお願いいたします。

東京都青少年の健全な育成に関する条例の趣旨を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的にしていると思っております。

この条例で規定する不健全な図書類を指定する制度については、青少年の健全な育成を阻害する

可能性のある図書類について、青少年への販売や閲覧等を規制するものであり、条例の目的に照らし、とても重要な制度であると考えております。

一方で、不健全な図書類の指定の結果、作者や出版業界に不利益を与えるようなことや、表現の自由を制限するようなことはあつてはならず、厳正な手続を経て指定を行う必要があると考えております。

そこでまず、東京都が不健全な図書類を指定する基準や手続について伺わせていただきます。

○油谷治安対策担当部長 都では、東京都青少年の健全な育成に関する条例第八条に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、条例施行規則第十五条に定める基準に該当する図書類につきまして、学識経験者等で構成される東京都青少年健全育成審議会の答申を経て、不健全な図書類として指定しているところでございます。

審議会に諮問する図書類につきましては、より慎重な手続を経るため、条例第十八条の二第二項に基づき、出版、図書取次、販売など、自主規制を行っている団体から意見を聴取しているところでございます。

○鈴木委員 この条例の中の不健全な図書類の指定に関しまして、こういった適切に手続がなされていることは理解しました。

不健全な図書類の指定が適切に行われることにより青少年の健全な育成が守られるという一方で、ある図書が不健全な図書類に指定されると、書店等の販売事業者が指定された図書類を取り扱わず、販売しなくなってしまうということも聞いたことがあります。そうすると、この制度は、結果として出版業界や作者の制作活動に多大な影響を与えているということも考えられる。

そうした点に関しましては、都の見解はどのような形になるのでしょうか。

○油谷治安対策担当部長 指定された図書類につきましては、書店等の事業者には、青少年、すなわち十八歳未満の者への販売、閲覧等の禁止や区分陳列等が義務づけられることとなっております。

す。

ただし、十八歳以上の者への販売等につきましては一切規制するものではなく、作者の制作活動等に何ら制限を課すものではないと存じます。

都では、不健全図書類を指定した際には、報道発表や都内の書店等への個別周知を行い、指定図書類を十八歳未満の者に販売してはならないこと等を案内しているところでございます。

なお、事業者が当該図書類を十八歳以上の者へ販売するか否かにつきましては、事業者の自主的な判断に基づくものと承知しております。

○鈴木委員 今回の陳情の趣旨は、この名称です。不健全という部分を変えてほしい、そういった陳情であると認識しております。

この陳情に関しては、特に私個人としても、所管ともいろいろとやり取りをさせていただきました。陳情された団体の方とお会いして、その思いも分かりました。不健全なというのが今の時代に合ったものなのかどうか、そういったものも確かに感じます。

ただ、これを今、不健全という名前を変えるに当たっては、条例の改正を、ほかのところも、いろんなこともいじらなくてはならない、今そういった段階に自分の中では来ているのですが、一方で、子供たちの保護者の意見というのは全く入っていない部分であります。そういった部分に関しても、これからやっぱり詰めていかなきゃいけない。

そしてさらに、このネーミングが、じゃ、どういうネーミングがいいのか、そういった部分も考えていかないといいけないと思えます。

今、これはどうか——陳情をいただいた上で、すぐにどうこうできないというふうには私たちの会派は理解しました。

ということで、私たちの会派は不採択にさせていただきますが、時代に合った名前というのは、確かにこれは、様々な条例、国でいえば法律もあります、それは時代に沿ったものに変えていかなくてはいいけないと思っておりますので、そ

う部分では、引き続き、私たち自民党会派も努力していきたいと思えます。

○白戸委員 今回の不健全な図書類の改称に関する陳情について、都民ファーストの会東京都議団の意見表明をさせていただきます。

我が会派ではこれまで、本会議や委員会での質疑を通して、不健全図書の問題について取り上げさせていただいてきました。

二〇二一年十一月の総務委員会、こちらでは、我が会派の藤井あきら都議より、不健全という言葉の意味合いが強過ぎるのではないかとという問題提起をいたしました。十八歳未満の青少年への販売が禁じられているという実態に即した呼び方とするように提案をさせていただいたところであります。

また、昨年九月の定例会においても、不健全図書に指定された書籍類は、インターネット上の本屋でありますアマゾンにおいて商品登録ができなくなる問題を取り上げまして、小西局長からは、東京都青少年健全育成条例は、青少年の健全育成を図ることを目的としており、不健全図書類に関する規定は、十八歳以上の方への販売等を規制するものではないという答弁もありました。

都のホームページでの報道発表の際にも、条例の趣旨を明記するようにも取り組んでまいりました。

このように、不健全図書の名称変更や不利益の解消に向けて、私たちも積極的に取り組んできたところではあります。

しかし、一方で、本陳情には、不健全な図書類との名称については、条例の趣旨に沿うよう、成年向けの図書であることが明確に分かる名称に改めるべきであるという記載がありますが、この条例自体が成年、成人向けの図書を指定しているわけではなく、本陳情をそのまま採択するのは難しいと考えます。

本陳情を通して、漫画家をはじめとした多くのクリエイターの方々、都民からも、名称変更を望む声をたくさん私たちにいただきました。

私たちは、この不健全な図書類の指定によって不利益を積極的に解消していくということを改めて申し上げ、さらに、行政の皆様には、この解決に向けて、今回を契機として、さらに議論を深めていくことを強く要望し、意見表明といたします。

○とや委員 共産党のとや英津子です。よろしくお願いたします。

私からも、不健全な図書類の改称に関する陳情について伺いたいと思えます。

不健全な図書類とは、東京都青少年の健全な育成に関する条例第八条を根拠に、青少年の福祉を阻害するおそれがあると指定された図書のことだと理解しています。

改めて条例の目的について読ませていただきました。青少年健全育成条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とするというふうにあります。

青少年の健全な育成を図ることを目的としているこの条例ですが、この陳情も、こうした側面から検討することが大切だと考えます。

東京都の青少年問題は、警察主導の規制権限の強化ではなく、都民と行政の努力により解決を図っていくことを基本の方向として、青少年問題協議会などで議論が行われてきました。

石原都政になって以降、条例改定による様々な規制強化が行われてきたわけですが、それでも、問題のあるページが一定以上あるなどの基準を設けて一律に規制する包括指定ではなく、一冊ごと

に審議会の審議を経て指定する個別指定を維持していることなどに、青少年を人格のある権利の主体として捉えて、言論や表現へのアクセスへの規制は最小限にすること、あるいは、社会的な努力で青少年を保護、育成していくという姿勢が表れていると理解しています。

条例が青少年の性に関する健全な判断能力の育成を掲げていること、そして、業界に自主的な取

組を求めていることなども重要だと思っております。

そこで伺っていただきたいのですが、今回の陳情は、不健全な図書類の指定に関わる問題ですが、この図書類とはどういうものを指すのか、お答えください。

○油谷治安対策担当部長 販売もしくは頒布または閲覧もしくは観覧に供する目的をもって作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真、ビデオテープ等を指すものでございます。

○とや委員 書籍や雑誌、つまり本だと思えます。それから、文書というのは新聞などのこと、図画や写真は一枚物のプロマイドなど、また、ビデオテープ、それからDVDやコンピューターソフトなどがあると思えますが、条例の二条で定義されていることが分かりました。

では、この五年間に不健全な図書類に指定された図書類の種類ごとの数はどれくらいになるのか、お答えください。

○米若年支援担当部長 平成二十九年度から令和三年度の間、都は、東京都青少年健全育成審議会の答申を踏まえ、九十四冊の雑誌、書籍を不健全図書類として指定いたしました。

○とや委員 九十四冊指定したということですが、図書類に指定されたのは、全て雑誌、書籍ということでありまして、DVDなどは指定されていないと聞きました。これは、事前に映倫で審査され、レーティングされているからだと説明も受けています。

都のホームページに指定された書籍名が掲載されていますので、見ました。雑誌、書籍といっても、ほとんどがコミック。中でも、BL、ボーイズラブというジャンルの女性向けの漫画本が多くなっていることが確認できました。

特に、この一年間で指定された十三冊は全てBLコミックで、性的感情を刺激する作品といえ、いわゆる女性の裸を描いたものという従来の指定のイメージから、かなり変化している印象を受けています。

そこで伺いますが、不健全図書類はどのように選定していくのか、その過程について伺います。

○米今若年支援担当部長 青少年健全育成審議会への諮問に当たりましては、図書類の調査、購入、諮問候補図書類の選定、自主規制団体からの意見聴取という過程を経ております。

○とや委員 審議会の諮問までに、まずは都の担当職員が、本屋さん、書店で図書類を購入していただくわけで、これは毎月百冊ほど購入するの伺いました。

コミックは、通常、立ち読みできないようにビニールに包まれていますから、タイトルと表紙で判断して購入することでした。これもすごいなと思っただけです。

そして、職員の皆さんが諮問候補の図書類を選んで、その本について自主規制団体から意見を伺うと聞いています。大体、十数人程度の方々の意見、指定該当とか、指定やむなしとか、保留とか、非該当とか、そういった形で理由が記載された資料が審議会に提出をされています。

そして、百冊の中から選ばれた一冊、時には複数冊が諮問され、諮問されたものは、ほぼ指定に至っている状況だということです。

不健全な図書類に指定された場合の措置はどのようなのか、確認をさせていただきます。

○油谷治安対策担当部長 指定図書類につきましては、書店等の事業者には、青少年への販売、閲覧等の禁止や区分陳列等が義務づけられることとなるものでございます。

○とや委員 青少年への販売や閲覧等はできなくなるというのですが、実際には、それだけではなく、先ほども少し出ていましたが、不健全図書に指定されたことで、書店に置いてもらえなくなったり、販売そのものをやめたしまったという声を伺いました。

不健全図書に指定された図書については、発売禁止にすることが目的ではないと思いますが、いかがでしょうか。

文教委員会速記録第一号 令和五年二月九日

十八歳以上の方への販売等を制限するものではなく、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としているものでございます。

○とや委員 十八歳以上の方への販売等を制限するものではないということを確認しました。

それから、現在、指定される図書類のほとんどが、先ほども申し上げましたが、BLコミックとなっております。

BLコミックばかりが指定される理由を伺いたいと思います。

○米今若年支援担当部長 青少年健全育成審議会に諮問する図書類は、青少年健全育成条例第八条に基づき、条例施行規則第十五条で定める基準に該当するものを選定し、審議会の答申を経て不健全図書類としております。

○とや委員 まあ、そういうことなんですけれども、結果的にBLコミックが指定されているという現状があります。

そこで伺っておきたいのですが、選定に当たって都職員の男女比、それから、審議会の男女比について伺います。

○米今若年支援担当部長 青少年健全育成審議会への諮問に当たりましては、図書類の調査、購入、諮問候補図書類の選定、自主規制団体からの意見聴取という過程を経ており、現在、男性五名、女性一名、計六名の職員が対応しております。

また、東京都青少年健全育成審議会におきましては、現在、男女それぞれ十名、計二十名の委員に就任していただいております。

○とや委員 ありがとうございます。選定する職員が、男性五人、女性一人、審議会の方は同数というふうになっていますが、このバランス、特に購入する際の職員のバランスが少し悪いのかなと思えます。

審議会の議事録と資料を幾つか拝見をさせていただきました。自主規制団体の意見を見ると、十人のうち七人程度、七割程度が非該当となつている本もありました。保留と非該当を合わせて四割

から五割になるものも、それなりにあったわけですから。

審議会の議事録では、委員が、自主規制団体と審議会の意見がかけ離れてしまっている、審議会自体が表現を少し抑圧し過ぎていて、審議会と発言しているものも読ませていただきました。

都民の皆さんからは、毎月百冊購入して、ほぼ一冊ずつ指定されるのは、内容の是非よりも、ノルマのようになっているのではないかと、担当の都職員に男性が多いので、BLばかりが選定されるのではないかなど、疑念の声も伺ったところでした。

これらが当たっているかどうかはともかく、私としては、青少年の健全育成とは何か、青少年の福祉を阻害するおそれがあるとはどんなことなのか、規制の在り方が青少年にふさわしいものになつていないかなど、様々な立場の都民や関係者、また若い世代の人たちも含めて、もっと議論すべきときに来ているんじゃないかなという印象を持ちました。

こうした背景が、指定されるのは是とするにしても、不健全な図書類の名称を変えてほしいという陳情につながっているのではないかと思つたところでした。

不健全というのは、健全に対しての不健全なのだと思うんですが、曖昧な表現であり、表現の自由との関係では最適とはいえない面もあるんじゃないかというふうに思っています。

陳情の願意には、成年向けの図書であることが明確に分かる名称に改めていただきたいとありますが、条例がこれらの図書を成人に推奨しているわけではないことや、業界自主規制による成年指定などと紛らわしい名称を避けることも考えながら、例えば、青少年への販売等禁止図書とか、こうした客観的な表現はどうかなど、関係者の意見をよく聞いて進めるべきだと考えます。

私どもとしては、この陳情については採択を主張して、質問を終わります。

○阿部委員 陳情第一一五号、東京都青少年の健全な育成に関する条例における不健全な図書類の

改称に関する陳情について質疑を行いたいと思います。

私は、昨年の文教委員会の事務事業質疑で、青少年健全育成審議会に諮問された図書の数と指定された図書の数が同数であることを確認いたしました。また、事実上、選定段階で指定図書が決まり、審議会はこれを追認しているという状況も確認させていただいております。

また、六人の職員の方が、毎回百点程度の図書類を購入されておりますけれども、自主規制団体からの意見聴取をする前に、諮問候補図書数にまで絞られているということが明らかになりました。

その体制やプロセスに変更はありませんか。

○米今若年支援担当部長 東京都青少年健全育成審議会への諮問に至る過程や体制について、変更はございません。

○阿部委員 変更がないということは、現在でも職員六人の方が——これもジェンダーバランスが崩れているということは当時も指摘をさせていただきました。この職員の方々が書店で図書類を選び、そこで諮問候補に絞った作品がそのまま、自主規制団体の意見聴取、あるいは、青少年健全育成審議会でも何ら変更されることなく、過不足なく指定される。つまり、職員が諮問候補を決めた時点で、事実上、指定作品が決まっているという状況が続いているということを確認させていただきました。

図書類には、書籍、雑誌等々、様々な媒体がございますけれども、先ほども少し質疑がありました。

過去三年間に購入した図書類のうち、それぞれの比率を教えてください。

○米今若年支援担当部長 過去三年間というお尋ねでございますが、事務局が調査、購入した図書類は、購入後六か月間保存し、その後、廃棄処分としております。

現在保存している令和四年八月から令和五年一月までの間に調査、購入した図書類は、全て書籍



のみなので、ちよつと種別の方まで調べるに至らなかつたというところでございます。

○阿部委員 ありがとうございます。私たちは記録しますけれどね。

そういう記録というよりも、過去、職員の方々のどういふものを買ったというのが、これ、一冊一冊、細かい数字まで聞いているものではないので、割合を伺いましたので、そのくらいはご回答いただけるのかなど。後日でも教えていただければと思いますが、いずれにせよ、書籍、雑誌類が全て、または、ほぼ全てであるというふうに受け止めておりますし、それでよろしいという感じですね。——はい。よろしいとの表情と受け止めました。

ところで、すみません、本題に戻ります。

先ほど事業者によってというご答弁もありましたけれども、影響は、やはりそれだけでとはとまりません。インターネット販売大手が取り扱わなくなることも非常に大きな影響がありますけれども、その他の書店での取扱いが事実上困難になる、あるいは発行停止処分を受けたなどの誤解が広まってしまふ、また、指定された作品以外の関連作品も扱われなくなる、さらにはクリエイターの方々の名譽も傷つけられます。作者の方が若手であった場合に、その将来も左右されかねません。

行政による規制というのは、まさに条例の求める範囲の中で規制がなされるべきであつて、実際の社会にそれを超えるインパクトを与えてしまった場合には、それは公権力が過剰な効果を及ぼしているということになります。ですので、より適切な手法に改善していく必要があると私は考えます。

その際に、やはりこの陳情でもいつているように、現在の不健全図書という名称は、対象を限定する要素の言葉がどこにも入っておりません。

このことが、条例の趣旨を逸脱した過大な効果、解釈、誤解を生んでしまつていのではないかと考えますが、見解を伺います。

○油谷治安対策担当部長 繰り返しになるところでございますが、東京都青少年の健全な育成に関する条例の目的につきましては、青少年の健全な育成でございます。

不健全図書の指定は、十八歳以上の方への販売等を制限するものではなく、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的としているものでございます。

○阿部委員 すみません、ちよつとこれ、質問と答弁がかみ合わなかつたかと思うんですけれども、不健全図書という五文字の名称の中に、青少年には制限という意味はどこにも入っていないんです。だから分からなくなつてしまふ。だから誤解を生んでしまふ。このことについて、どう考えているかというふうには伺いました。

この条例は昭和三十九年に東京都で生まれました。私も、昭和三十九年に東京都で生まれました。当時の大人たちが子供たちの健全な育成を願つて、この条例をつくらつた。このことには敬意を表したいと思つています。

ただ、一方で、六十年近くの間出版事情も変わりました。社会背景も変わりました。様々な作品の発表の仕方、子供たちがどのように各作品にアクセスをするのか、そうしたプロセスも大きく変わつてきました。

その中で、半ば形骸化したプロセスと名称によつて、制作物が条例の趣旨を超えた範囲にまでネガティブな効果を及ぼし、そして、クリエイターの名譽やキャリア、経済的利益を傷つけていることもまた現実です。これでは行政による風評被害ともいえます。

制度自体の見直しも必要だと私は思ひますけれども、まずは、条例の趣旨を超えた誤解を招きやすい不健全図書という名称の見直しをすべきだと考えますが、改めて見解を伺います。

○油谷治安対策担当部長 東京都青少年の健全な育成に関する条例は、青少年の健全な育成を図ることを目的としてございまして、

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類につきましては、青少年の健全な育成を阻害することを意味する不健全なという表現を用いて不健全な図書類と呼称しているところでございまして、この表現は、条例の目的に照らして適切なものであると考えているところでございます。

○阿部委員 条例の中で、不健全な図書、こういう表現をしていることは承知しております。この表現自体を条例の中で変えようとする、これには条例改正が必要だと思ひます。

しかしながら、こうした表現が条例にあるということ、この選定された図書について一般に使用していく名称とどうか、これについては、まだ幅があるのではないかと思ひます。

特にこの青少年健全育成条例というのは、何度も繰り返しているように、青少年に向けた販売等の制限です。その中に載つている不健全図書という言葉は、当然にして青少年を対象にしているということがニュアンスに含まれておりますけれども、この条例を飛び出して、それが市中で使われると、そこには青少年という言葉のニュアンスが入らなくなつてしまふ。このことが大きな問題だと思つております。

ですので、年齢制限が入つていくということが伝わる名称へと、これは書き換えていく。これは非常に合理的な改善の方法ではないかと。

その意味で、この陳情者が求めている、これは制度の改正の第一歩だと思ひますけれども、これはぜひ真摯にご検討をいただきたい。そして、改善をすべきだといふふうにご考えております。

この条例の目的は、青少年の健全育成です。最も大切なのは、子供たちへの教育です。性の分野でいえば、包括的性教育を進めていく。自分と他者の心と体を大切にすること、それが何よりも子供たちと身に付けること、それが何よりも子供たちの健全育成には欠かせないものだと思つております。

東京都として、真の意味で子供たちの健全育成を図つていく広範な政策を展開していくこと、そ

して、この条例がその趣旨にしっかりと合つた形になつていくことを期待いたしまして、私の質疑を終わります。

以上です。

○桐山委員 第一一五号、東京都青少年の健全な育成に関する条例における不健全な図書類の改称に関する陳情について意見を申し上げます。

区分陳列、ゾーニングについては、あつてしかるべきだと考えていますが、健全か不健全かという点については規範的な価値基準であり、わいせつな定義についても同様で、時代時代が変わつてきます。

今の時代に合わせて、年齢など対応して図書区分をしていくことが分かる表現を検討すべきと考え、陳情に賛成、採択を表明し、意見を終わります。

○入江委員長 ほかに発言がなければ、これより採決を行います。

本件は、起立により採決いたします。

本件は、採択することに賛成の方はご起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○入江委員長 起立少数と認めます。よつて、陳情四第一一五号は不採択と決定いたしました。

請願陳情の審査を終わります。

以上で生活文化スポーツ局関係は終わります。

この際、議事の都合により、おむね二十分間休憩いたします。

午後三時二十六分休憩

午後三時四十五分開議

○入江委員長 これより教育庁関係に入ります。

初めに、第一回差例会に提出を予定されております案件について理事者の説明を求めます。

○浜教育長 令和五年度第一回東京都議会定例会に提出を予定しております教育庁所管の案件につきましてご説明申し上げます。

初めに、令和五年度教育庁所管予算案について